

令和3年 5月11日

生徒・保護者各位

福島県立田村高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について

日頃より、本校の教育活動に対し、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、本県が「ステージⅢ」と判断されたことを受け、学校における行動基準も「レベル2」に引き上げられました。

このことを踏まえ、本校においても、県教育委員会の通知に基づき下記により感染症対策を徹底することといたします。

引き続きご理解と、ご協力の程お願い申し上げます。

記

- 1 対象期間 令和3年5月8日（土）から5月31日（月）まで  
※終了期日に変更となる際は、改めて通知します。
- 2 対象期間における対応
  - (1) 感染リスクの高い学習活動（部活動を含む）については、停止する。
  - (2) 県外への不要不急の往来は自粛する。県内であっても、感染が拡大している地域への不要不急の往来を控えること。ただし、全国大会等やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
  - (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。ただし、全国大会、東北大会及び県大会での宿泊は可能とする。
  - (4) 部活動における感染症対策について
    - ア) 感染リスクの高い活動を除いて実施すること。
    - イ) 活動前後に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
    - ウ) 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止する。
  - (5) 学校内における感染症対策について
    - ア) 健康観察の徹底
      - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底する。
      - ・ 児童生徒等の同居する家族に発熱等の症状が見られる場合も出席停止とする。
    - イ) 昼食時の対応  
飛沫を飛ばさないよう、対面にしない、会話を控える、換気等を徹底し、食事後の歓談時にはマスクを着用する。
    - ウ) 換気の徹底  
教室や職員室等の換気を、常時または定期的に行う。
    - エ) 差別・偏見・中傷の防止  
感染者や濃厚接触者、その家族等について、差別・偏見や中傷をしない。
  - (6) 学校外における感染症対策について
    - ア) 大人数での快食やマスクを外しての会話など感染リスクの高い行動を自粛する。
    - イ) 不要不急の外出や外泊などを自粛する。

事務担当 教頭 TEL：0247-62-2185